

第 1 運動の目的

交通安全を自らのことと捉え、交通ルールの遵守や思いやりのある交通マナーの実践が主体的に行われるよう、道民一人一人の交通安全意識の高揚を図る。

第 2 期間

1 運動期間

平成 30 年 7 月 11 日（水）～平成 30 年 7 月 20 日（金）までの 10 日間

2 統一行動日（セーフティコール）

平成 30 年 7 月 11 日（水）

3 飲酒運転根絶の日

平成 30 年 7 月 13 日（金）

第 3 主催

北海道、北海道教育委員会、北海道警察、札幌市、市町村、公益社団法人北海道交通安全推進委員会、一般財団法人北海道交通安全協会、一般社団法人北海道安全運転管理者協会

第 4 運動の重点

- 1 飲酒運転の根絶
- 2 スピードダウンと居眠り運転の防止
- 3 全ての座席のシートベルトの着用

第 5 運動の進め方

道、道教委、道警察、市町村をはじめ、関係機関・団体等は緊密に連携し、体系的かつ効果的な交通安全運動を展開するとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進する。

第 6 主な推進事項

1 飲酒運転の根絶

○ 運転者の皆さんは

飲酒運転は悪質な犯罪であるとの認識をしっかりと持ち、「飲酒運転をしない、させない、許さない」を徹底し、二日酔い運転を含めた飲酒運転を根絶しましょう。

○ 同乗者の方は

運転者に対しては、前日のアルコールが残り二日酔い状態でないかを含めて、飲酒の有無をチェックするなどして、飲酒した人には、絶対に運転をさせないようにしましょう。

○ 家庭では

飲酒運転の悪質性や危険性と、交通事故の悲惨さを話し合い、家族ぐるみで飲酒運転を根絶しましょう。

○ 職場では

- ・ 企業の責任として、従業員に対し、飲酒運転の根絶に関する教育や指導などを行い、飲酒運転根絶の意識を定着させましょう。
- ・ 職場内に、飲酒運転根絶のロゴマークが使用されているポスター等を掲示するとともに、

ハンドルキーパー運動を展開するなどして、飲酒運転を根絶しましょう。

【ハンドルキーパー運動】

自動車仲間と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動です。

○ 酒類を提供・販売する飲食・販売店では

- ・ 飲酒運転の悪質性や危険性と、交通事故の悲惨さを呼びかけるとともに、ハンドルキーパー運動を推進し、飲酒運転を根絶しましょう。
- ・ 飲酒運転をしようとしている人を制止し、運転代行車の利用を促すなどして、飲酒運転を根絶しましょう。

○ タクシー・代行業者では

酒類を提供・販売する飲食・販売店に対し、タクシーや代行の利用について、広報活動を行い、飲酒運転を根絶しましょう。

○ 地域・町内では

街頭での啓発活動や町内会の会合、回覧板など様々な機会を通して、飲酒運転を根絶しましょう。

○ 道民の皆様は

飲酒運転をしている者又はその疑いのある者を発見した場合には、警察に通報するよう努めましょう。

【飲酒運転通報システム】

北海道警察では、110番通報のほか、飲酒運転に関する情報提供を電子メールにより受け付ける「飲酒運転ゼロボックス」をホームページ上に開設しています。

2 スピードダウンと居眠り運転の防止

○ 運転者の皆さんは

- ・ 時間にゆとりをもち、スピードダウンで安全運転をしましょう。
- ・ 思いやりとゆずり合いの気持ちを持って、安全運転を心掛け、あおり運転など危険な運転はやめましょう。
- ・ 長距離・長時間の無理な運転にならないよう、2時間毎に1回以上の休憩をとるようにしましょう。

○ 同乗者の方は

運転者に対して、スピードの出し過ぎや、あおり運転などをしないよう声かけ、安全運転を実践させましょう。

○ 家庭では

- ・ スピードの出し過ぎによる交通事故の悲惨さを話し合い、家族ぐるみで安全運転に努めましょう。
- ・ 運転中に眠気を感じたら、安全な場所で短時間の仮眠をとるなど、無理な運転は絶対にしないよう、家族で注意しましょう。

○ 職場では

スピードダウンと環境に配慮したエコドライブ運動を展開するなどして、安全運転に努めましょう。

○ 地域・町内では

街頭での啓発活動や町内会の会合、回覧板など様々な機会を通して、スピードダウンや居眠り運転の防止を呼びかけましょう。

3 全ての座席のシートベルトの着用

○ 運転者の皆さんは

運転する前に、同乗者全員がシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しているか確認しましょう。

○ 家庭では

シートベルトとチャイルドシートを着用せずに交通事故に遭った場合の危険性について話し合い、後部座席を含めた全ての座席で必ず着用するよう習慣付けましょう。

○ 学校では

シートベルトとチャイルドシートを着用せずに交通事故に遭った場合の危険性を理解させ、後部座席を含めた全ての座席での正しい着用を实践させましょう。

○ 職場では

後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底しましょう。

○ 地域・町内では

街頭での啓発活動や町内会の会合、回覧板など様々な機会を通して、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用について呼びかけましょう。

第7 その他

平成30年4月1日、「北海道自転車条例」が施行されました。

【主な概要】

■目的

自転車の活用及び安全な利用の推進に関する施策を総合的に推進し、環境への負荷の低減、道民の健康の増進、観光の振興等に資する。

■自転車利用者の責務（第5条）

- ①関係法令の遵守、歩行者・自動車に十分配慮した利用、必要な点検整備に努める。
- ②乗車用ヘルメットの着用、夜間の自転車側面への反射器材の装着に努める。
- ③自転車を利用する際に自然環境の保全への配慮に努める。
- ④冬期における道路状況を考慮した適正な器材の装着等に努める。

■自動車等運転者の責務（第6条）

- ①自動車及び自動車等が共に道路を安全に通行できるように配慮する。
- ②自転車の側方通過時の安全な間隔の確保又は徐行をするよう努める。

■自転車損害賠償保険等の加入促進（第16条）

自転車損害賠償保険等への加入に努める。等

■学校等における自転車交通安全教育の推進（第18条）

- ①学校（幼稚園を除く。）の長は、児童・生徒・学生への自転車交通安全教育を行うよう努める。
- ②保護者は、幼児・児童・生徒への自転車交通安全教育を行うよう努める。

※条例の詳細は、北海道総合政策部地域創生局地域戦略課のホームページをご覧ください。

自転車は、車両！ 交通ルール・マナーを守って、安全・適正に利用しましょう。